

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

米国財務省による 2025 年グリーンブックの公表

引き続きデジタル資産を含む、グローバルな情報交換の拡大を目指す

デロイト トーマツ税理士法人 米国税務サービス

2024 年 3 月 21 日号

2024 年 3 月 11 日、米国財務省は、財政年度 2025 年の歳入提案概説書「通称**グリーンブック**」（米国財務省ウェブサイト（英語、PDF））を公表した。本ニュースレターでは、グリーンブックにおいて明記された情報報告に関する提案の概要を記す。米国は世界各国の政府との間に、情報交換に係る幅広いネットワークを確立しており、その関係性の下で得られた情報は、オフショアにおける租税回避に対する昨今の米国政府の取り組みにおける成功の鍵となっている。ただし、現状では米国が提供する情報は、政府間協定等にて求められる同等レベルの情報に及んでいないことが、2024 年のグリーンブックにおいても言及されており、2025 年のグリーンブックにおいても、引き続きデジタル資産を含む、グローバルな情報交換拡大のための提案がなされている。

1. 一定の金融機関及びデジタル資産取引所等のブローカーに対する義務強化

米国が互恵的租税条約、又は FATCA に基づく政府間協定を保持している国とのより堅固で互恵的税務情報交換を実現するため以下の報告を金融機関に義務付けるもの。

- 米国非居住者が米国内で保有する金融口座の口座残高
- 米国非居住者が米国内で保有する金融口座へ支払われる非米国源泉所得
- 米国非居住者が米国内で保有する金融口座に保管される資産（デジタル資産を含む）の売却又は償還に伴う総受取額
- 受動的事業者及びその実質的支配者となる米国非居住者に関する情報

また、デジタル資産を利用した租税回避への対策として、米国非居住者、又は実質的支配者が米国非居住者である受動的事業者について、デジタル資産取引所等の内国歳入法 6045 条においてブローカーと定義される者に、デジタル資産の売却に伴う総受取額の報告を義務付けるもの。米国はこれらの情報を入手することにより、政府間協定を通じて、米国人が米国外でデジタル資産取引の情報と交換することが可能となる。これにより、効果的にデジタル資産を FATCA 報告の対象とすることを明確化することが出来る。

2026 年 12 月 31 日より後に提出される報告書に適用されることが提案されている。

2. 米国外のデジタル資産の報告を義務化

米国で申告義務を負う個人及び一定の事業体について、米国外のデジタル資産口座¹に保有するデジタル資産の報告を義務付けるもの。この報告は、納税者が米国外口座又は資産の合計で5万ドル超所有²する場合に、様式8938³により報告することを想定している。ここでの5万ドルは、デジタル資産だけではなく、従来も内国歳入法6038D条(b)においてSpecified Foreign Financial Assets(特定外国金融資産)として規定されている米国外金融機関で開設された金融口座及び米国外株式、債券等の金融商品と合算した金額としている。

2024年12月31日より後に提出される報告書に適用されることが提案されている。

3. IRS 納税者番号マッチングプログラムの拡張と納税者番号提出の際の宣誓の義務化

現状では内国歳入庁(Internal Revenue Service:以下「IRS」)は、納税者番号マッチングプログラムを、内国歳入法3406条に規定されているバックアップ源泉徴収⁴の対象となる一定の報告が必要となる支払の、支払者のみに提供している。納税者番号マッチングプログラムを使用することにより、報告書の提出前に、報告書に記載する納税者番号と氏名が正しいかを確認することが出来る。これまで、内国歳入法3406条に規定されていない、様式1099、1042S等の支払者は、IRS納税者番号マッチングプログラムを利用できなかったが、氏名と納税者番号を含む報告書の提出義務を負う者は、利用できるようにする法令改正が提案されている。

法令改正され次第即日より有効とすることが提案されている。

また、米国人又は米国居住者が支払の受取人の場合に、様式W-9において、納税者番号の正当性を宣誓した上で、支払者に提出することが義務付けられるのは、これまで、利子、配当、ブローカー報告対象額等の支払に限定されていたが、バックアップ源泉徴収の対象となる支払全てをその対象とし、受取人である米国人又は米国居住者は、ペナルティーの対象となる宣誓を行った上で、納税者番号を提出することを義務付けるもの。

2024年12月31日より後の支払を対象とすることが提案されている。

4. ポートフォリオ利子非課税制度適用除外に関する10%持分保有者の定義の変更

1984年7月18日より後に発行され、一定条件を備えた米国の債券をPortfolio Investment Debtといい、この債券に対して支払われる米国源泉利子はポートフォリオ利子と呼ばれ、米国源泉税は非課税とされている。ただし、一定の場合にはポートフォリオ利子としての適用を受けることができず、米国内国法の下では課税の対象となる。米国法人の支払利子で、10%以上の株主若しくは、持分を持つパートナーシップのパートナーへの支払利子については、免除規定において、ポートフォリオ利子の対象外として課税対象とされている。ここでの10%の判定はこれまで議決権のみで判定することとされていたが、10%の議決権又は価値とするもの。これは、米国のタックスヘイブン対策税制であるCFC(Controlled Foreign Corporation)ルールにおける、持分保有のルールと平仄を取ることを、及びポートフォリオ利子非課税措置の適用を受けるため議決権の意図的な操作をすることを妨げることを目的としている。

法令施行後60日以後に発行された債券に基づく、米国源泉利子の支払に適用されることが提案されている。

5. 一定の情報報告に関する電子報告期限の前倒し

米国における多くの情報報告書の提出期限が、3月31日となっている。情報報告書は、通常、IRSへ提出するとともに、支払の受取人にコピーが送付され、当該コピーの情報を元に、納税者は申告書を作成することとなる。受取人へのコピーの提出期限は、1月31日となる。米国での確定申告の期限は4月15日であるが、期限内に提出を行う納税者が多く、IRSは、情報報告の内容と、確定申告情報をマッチングし精査しているが、早期にマッチングをおこなうことにより、不申告者の早期発見及び情報の盗難、詐欺の予防につながるとしている。内国歳入法6041条から6050Z条(被雇用者への報酬に関する情報報告を除く)⁵に

1 米国外のデジタル資産口座(Foreign Digital Asset Account): 米国外のデジタル資産取引所、又はその他のデジタル資産サービスプロバイダーに開設されるデジタル資産を保有する口座

2 5万ドルは、デジタル資産だけではなく、従来も内国歳入法6038D条(b)においてSpecified Foreign Financial Assetsとして規定されている米国外金融機関で開設された金融口座及び米国外株式、債券等の金融商品と合算した金額とすることが提案されている。

3 様式8938(特定外国金融資産報告): 米国において申告義務を負う個人及び一定事業体に義務付けられ、米国外の金融資産を米国税務当局に開示することを目的とする税務様式

4 バックアップ源泉徴収とは、一定の支払を米国人又は米国居住者と推定される受取人に支払う支払者は、当該受取人から、米国納税者番号が提出されない場合に、24%の源泉徴収を行うもの。なお、米国人又は米国居住者は、米国での確定申告が義務付けられているため、一旦、バックアップ源泉徴収として源泉徴収された金額についても、確定申告において、還付請求又はクレジットとして利用することが出来る。

5 米国人、米国居住についての情報報告は、内国歳入法Chapter 61に規定されており、その中で、Subchapter A Returns and Records, Part III Information Returns, Subpart B Information Concerning Transactions With Other Persons がカバーするのが、内国歳入法6041条から6050Z条となる。

基づく、情報報告書の IRS への提出期限を当該情報報告のコピーの受取人への提出と同じ日又はそれ以前とすることが提案されている。

2024 年 12 月 31 日より後に提出される報告書に適用されることが提案されている。

おわりに

上記 1、2、3 は、2024 年グリーンブックにおいても提案されていたものを再度、2025 年グリーンブックにおいて提案している。上記 4、5 は、2025 年グリーンブックにおいて新規で提案されたものとなる。ここで提案されている内容は、日本の金融機関においても、今後の FATCA 対応及び CRS 対応と密接に関連することが想定される。グリーンブックでは、米国政府、IRS の考えを示すものであり、今後、ますます FATCA に基づく情報交換、及びデジタル資産についての情報交換の重要性が増していくことを、米国財務省がしめすものとなることから、今後の動向にも注視されたい。

デロイト・トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務の専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsumo.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsumo.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohmatsumo.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohmatsumo.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsumo.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohmatsumo.co.jp
マネジャー	森本 祐佳里	yukari.morimoto@tohmatsumo.co.jp
マネジャー	添田 みほ子	mihoko.soeda@tohmatsumo.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohmatsumo.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

